

平成30年 第3回白石町農業委員会議事録

1. 開催日時 平成30年3月5日(月) 午前9時00分～午前10時39分
2. 開催場所 福富ゆうあい館研修室
3. 出席委員 (31人)

1番 片渕久司 委員	2番 香月一夫 委員	3番 川崎勝巳 委員
4番 津田 保 委員	5番 井上保博 委員	6番 木室徳好 委員
7番 吉原春樹 委員	8番 赤坂隆義 委員	9番 中村勝郎 委員
10番 野田弘之 委員	11番 宮崎裕二 委員	13番 井崎陽子 委員
15番 香月幸雄 委員	16番 香月伸幸 委員	17番 吉岡保則 委員
18番 森口弘実 委員	19番 川崎敏樹 委員	20番 小柳眞佐美 委員
21番 森 邦之 委員	22番 石田義明 委員	23番 小野愛子 委員
24番 山口八州男 委員	25番 田口千津子 委員	27番 松尾利助 委員
29番 溝上博信 委員	30番 永石恒弘 委員	31番 岩永廣康 委員
33番 中村康則 委員	34番 溝口修一郎 委員	36番 中村秋男 委員
37番 川崎 薫 委員		
4. 欠席委員 (6人)

12番 岩石 学 委員	14番 池上勝文 委員	26番 片渕秋正 委員
28番 光武直広 委員	32番 南條喜代己 委員	35番 木下善明 委員
5. 議事日程
 - 第1 議事録署名委員の指名
 - 第2 (1) 農地法第3条の規定による許可申請について
 - (2) 農地法第4条の規定による許可申請について
 - (3) 農地法第5条の規定による許可申請について
 - (4) 農業振興地域整備計画の27号振興計画及び農用地利用計画の変更について
 - (5) 平成30年白石町農用地利用集積計画(3号)の承認決定について
 - (6) 農地移動適正化あっせん事業実施要領に基づくあっせん委員の指名について
 - (7) 農地等の利用の最適化の推進に関する指針について

報告事項 (1) 合意解約の報告

業務連絡事項 (1) 第4回農業委員会総会の日時及び場所
(2) その他

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	西山里美	農地農政係長	野中和男	農地農政係長	吉原浩
農地農政係	石隈あつみ				

7. 会議の概要

事務局長 皆さん、おはようございます。

ただいまより、平成 30 年 3 月第 3 回白石町農業委員会総会を開会いたします。まず初めに川崎会長よりご挨拶をお願いいたします。

会長 皆さん、おはようございます。

昨日は 5 月の陽気になりましたけども、昼からは日中荒れた天気になりました。最近雨の周期が早くてなかなか田んぼが乾かないということで困っておられると思います。これから農作業も忙しくなりますので、体調には気をつけていただきたいと思います。

さて、本日は第 3 回の農業委員会総会ということになります。ご出席いただきましてご苦勞様でございます。どうか慎重に審議をしていただきますようによろしくお願いいたします。

事務局長 ありがとうございます。

本日は、12 番岩石学委員、14 番池上勝文委員、26 番片渕秋正委員、28 番光武直広委員、32 番南條喜代己委員、35 番木下善明委員より欠席の届け出があっております。本日の出席委員は 37 名中 31 名で、定足数に達しておりますので、総会は成立しております。これより以降の議事進行につきましては、白石町農業委員会会議規則により、会長にお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

議長 それでは、議事に入る前に本日の議事録署名委員を指名いたします。本日の議事録署名委員は、15 番の香月幸雄委員、16 番の香月伸幸委員を指名いたします。これより議事に入ります。

= 議案番号第 28 号 =

議長 1.「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議題とします。議案番号第 28 号、事務局に説明を求めます。

事務局長 農地法第 3 条の規定による許可申請についてご説明します。

議案番号第 28 号。

権利の種類は所有権の移転、贈与。

申請農地の表示。大字横手字一本柳竈〇〇番、〇〇番、〇〇番、面積が田 2,133 m²です。

譲渡人は、佐賀市東佐賀町〇番〇号、佐賀市の兄である〇〇さん。譲受人は、白石町

大字横手〇〇番地、大井の弟になります〇〇さん。

耕作面積は、田 9,314 m²です。

稼働力は男 1 名です。

申請の事由としまして、譲渡人、譲受人双方の要望となっております。譲受人である〇〇さんは、兼業農家として一部作業委託等しながら 40 年間農業に従事をされています。今回、兄の〇〇さんから譲受される農地を含めすべての農地の適正な利用が認められ、機械、労働力、技術面、通作距離、地域との関係等も問題なく、農地法第 3 条第 2 項の各号には該当しないことから、申請は妥当と判断し、受理したところでございます。ご審議方よろしくお願ひいたします。

議長 事務局の説明が終わりました。これについては地元委員の補足説明をお願いします。

〇番 〇番の〇〇です。

地元農業委員として 3 月 1 日に譲受人及び事務局と現地確認を行いました。今回の申請は、佐賀市在住で兄である譲渡人より弟である譲受人へ贈与するための申請となります。現在、譲受人は水稻を中心に約 90a の農地を作業委託等も行いながら耕作されています。また、申請地についても譲受人が耕作していることから、申請の所有権移転については、問題は無いと判断いたします。ご審議をお願いします。

議長 ありがとうございます。地元委員の補足説明が終わりました。これについて、質疑ご意見ございましたらどうぞ。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので採決に入ります。議案番号第 28 号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第 28 号は申請どおり当委員会において許可することに決定します。

= 議案番号第 29 号 =

議長 続きまして、議案番号第 29 号、事務局に説明を求めます。

事務局長 議案番号第 29 号。

権利の種類は所有権移転、贈与です。

申請農地の表示。大字新拓〇〇番、〇〇番、〇〇番、面積は田の 14,761 m²です。

譲渡人は、白石町大字新拓〇〇番地、新拓の親である〇〇さんです。譲受人は、白石町大字新拓〇〇番地、新拓の子である〇〇さんです。

耕作面積は、田 14,761 m²です。

稼働力は男 1 名です。

申請の事由としまして、子に対し贈与。相続時精算課税制度が適用されております。譲受人の〇〇さんはレンコンの専業農家として農業に従事されており、すべての農地の適正な利用が認められ、機械、労働力、技術面、通作距離、地域との関係等も問題なく、農地法第 3 条第 2 項の各号には該当しないことから、申請は妥当と判断し、受理したところでございます。

ご審議方よろしくお願いたします。

議長 これについて、質疑ご意見ございましたらどうぞ。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので採決に入ります。議案番号第 29 号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第 29 号は申請どおり当委員会において許可することに決定します。

= 議案番号第 30 号 =

議長 続きまして、議案番号第 30 号、事務局に説明を求めます。

事務局長 議案番号第 30 号。

権利の種類は所有権移転、売買。

申請農地の表示。大字福富下分字新蔵〇〇番、〇〇番、〇〇番、〇〇番、〇〇番、〇〇番、面積は田 2,618 m²、畑 42 m²、合計 2,660 m²です。

譲渡人は、大阪府豊中市新千里西町〇丁目〇番〇号、大阪府の〇〇さんです。譲受人は、白石町大字福富下分〇〇番地、六府方区の〇〇さんです。

耕作面積は、田 50,502 m²、畑 2,889 m²、合計 53,391 m²です。

稼働力は男 3 名、女 2 名です。

申請の事由は、譲渡人、譲受人双方の要望となっております。位置図は、2・3 ページになりますけれども、位置図からもわかりますように、宅地と宅地周りの農地を一括購入

されるものでございます。〇〇さんは 33 年間農漁業に従事されており、今回購入されます農地を含めすべての農地の適正な利用が認められ、機械、労働力、技術面、通作距離、地域との関係等も問題なく、農地法第 3 条第 2 項の各号には該当しないことから、申請は妥当と判断し、受理をしております。ご審議方よろしく願いいたします。

議長 事務局の説明が終わりました。これについては地元委員の補足説明をお願いします。

〇番 〇番の〇〇です。

地元農業委員として 2 月 28 日に譲受人及び事務局と現地確認を行いました。譲渡人は県外に居住されているため、宅地も含め農地の管理が困難であることから、所有権の移転を希望されました。現在、譲受人は海苔養殖業のかたわら、米・玉葱・キャベツを中心に約 5.3ha の農地を耕作しておられ、今回、隣接する譲渡人所有の宅地も合わせて買い受けられるとのこと。申請地のうち 3 筆は既に譲受人が耕作中であり、他の農地も含め、今後も周辺地域と協力して耕作することをお約束されており、所有権移転については問題無いと判断いたします。ご審議をお願いします。

議長 地元委員の補足説明が終わりました。これについて、質疑ご意見ございましたらどうぞ。

〇番 〇番の〇〇です。
売買価格はいくらですか。

事務局長 売買価格につきましては、宅地等も含めまして総額で〇〇円になっておりますけども、農地につきましては 10a 当たり〇〇円になっております。

〇番 質問ですが、なぜあっせんでしなかったんですか。なにか事情があったのでしょうか。そもそもあっせんでできると思うんですが。

〇番 双方の要望で以前から話をされてございましたので、2 年ぐらい前に私のほうにも話があってございましたので、双方の合意ということ、あっせんのほうにはそぐわないだろうということで今回申請をされております。

〇番 双方の要望とあったので何か理由があったのかと思って質問しました。〇〇円というのは高くないですか。宅地まで入れてですか。

〇番 総額で〇〇円ということ。です。

○番 宅地まで入れてということであれば、分かりました。

議長 他にございませんか。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので採決に入ります。議案番号第 30 号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第 30 号は申請どおり当委員会において許可することに決定します。

＝議案番号第 31 号、議案番号第 32 号＝

議長 続きまして、2.「農地法第 4 条の規定による許可申請について」を議題といたします。議案番号第 31 号について、事務局に説明を求めます。

事務局長 農地法第 4 条の規定による許可申請について。

議案番号第 31 号。

申請農地の表示。大字遠江字松〇〇番、面積が畑の 10 m²です。

申請者は、白石町大字遠江〇〇番地、旭通の〇〇さんです。

転用目的は、庭、その他となっております。

転用の事由としまして、舞踊、習字教室の来客用駐車場が不足していたため、土地改良事業が終了したころより隣接地と合わせて、庭と駐車場として利用しているということで始末書が添付をされております。位置図につきましては 4 ページ、5 ページをご参照ください。

事業または施設の概要は、庭 60 m²、その他 8 m²。隣接地を同時利用となっております。

位置及び影響等は、東側が畑・宅地、西側が水路、南側が水路、北側は宅地です。面積の検討は適当と判断します。

その他参考事項としまして、農振除外が当初から行われております。

農地区分は第 2 種農地。農地区分の該当事項は、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地。許可基準の該当事項は、周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得るとなっております。隣接農地もなく、土地改良施設等への影響もありません。その他許可要件も全て満たしておられることか

ら、申請は妥当と判断し受理しております。ご審議方よろしくお願ひいたします。

議長 続きます、3.「農地法第5条の規定による許可申請について」。議案番号第32号も一括して事務局に説明を求めます。

事務局長 農地法第5条の規定による許可申請について。

議案番号第32号。

権利の種類は所有権移転、贈与です。

申請農地の表示。大字築切字一本杉〇〇番、面積が畑の564㎡です。

譲渡人は、白石町大字築切〇〇番地、一の籠の〇〇さん。譲受人は白石町大字遠江〇〇番地、旭通の〇〇さんです。

転用目的は、庭、駐車場となっております。

転用の事由としまして、舞踊、習字教室の来客用駐車場が不足していたため、土地改良事業が終了したところより隣接地と合わせて、庭と駐車場として利用している。始末書が添付されております。位置図につきましては4ページ、5ページです。

事業または施設の概要は、庭60㎡、駐車場80㎡、その他426㎡。隣接地と同時利用となっております。

位置及び影響等は、東側が宅地、西側が畑・宅地、南側が水路、北側は宅地・道路です。面積の検討は妥当と判断します。

その他参考事項としまして、農振除外が当初から行われております。

農地区分は第1種農地。農地区分の該当事項は、特定土地改良事業等の施行に係る区域内にある農地。許可基準の該当事項としまして、住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上または業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの。地図で分かりますとおり、議案番号第31号と隣り合わせのところになります。隣接農地もなく、土地改良施設等への影響もありません。その他許可要件も全て満たしておられることから、申請は妥当と判断し受理しております。ご審議方よろしくお願ひいたします。

議長 事務局の説明が終わりました。これについて地元委員の補足説明をお願いします。

〇番 〇番の〇〇です。

地元農業委員として2月27日に事務局と現地確認を行いました。事務局から説明がありましたとおり、申請者は隣接地の宅地にて踊りや習字教室をされており、申請地を庭と来客用駐車場として利用していました。周辺農地への影響もなく、また、区長並びに生産組合長からも同意を得られていることから、転用はやむを得ないと判断いたします。ご審議をお願いします。

議長 ありがとうございます。地元委員の補足説明が終わりました。議案番号第 31 号について、質疑ご意見ございましたらどうぞ。

(質問、意見なし)

議長 ありませんか。ないようですので採決に入ります。議案番号第 31 号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第 31 号は原案のとおり申請を許可相当と認め、知事に進達することに決定いたします。

続きまして、議案番号第 32 号について、質疑ご意見ございましたらどうぞ。

(質問、意見なし)

議長 これもないようですので採決に入ります。議案番号第 32 号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第 32 号は原案のとおり申請を許可相当と認め、知事に進達することに決定いたします。

＝議案番号第 33 号＝

議長 続きまして、議案番号第 33 号、事務局に説明を求めます。

事務局長 議案番号第 33 号。

権利の種類は使用貸借権設定です。

申請農地の表示。大字牛屋字平五左エ門搦〇〇番、面積が田の 280 m²。同じく〇〇番、面積が田の 361 m²、合計 641 m²です。

貸付人は、白石町大字牛屋〇〇番地、大和の〇〇さん、借受人は白石町大字牛屋〇〇番地、大和の〇〇さん、〇〇さんです。

転用目的は、分家住宅及び農業用倉庫となっております。

転用の事由としまして、現在、実家に祖母、父母、妻、子どもも含め 8 人で居住中であるが、子ども 3 人の成長とともに部屋数等も不足し生活する上で手狭であったため、

自分の実家近くの申請地に農家分家住宅を新築したい。また、平成 20 年頃に農舎を建築し利用しているということで始末書も添付されております。

事業または施設の概要は、農家分家住宅 123.5 m²、農舎 92.88 m²、駐車場 45 m²、通路・その他 379.62 m²です。

位置及び影響等は、東側が田、西側が田、南側が田、北側は農道です。面積の検討は適当と判断します。

その他参考事項としまして、農振除外が一般除外で平成 29 年 12 月 8 日に決定公告をしております。

農地区分は第 1 種農地。地区分の該当事項は、特定土地改良事業等の施行に係る区域内にある農地。許可基準の該当事項としまして、住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上または業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものとなっております。位置図につきましては、6・7 ページをご参照ください。隣接農地や土地改良施設等への影響もなく、その他許可要件も全て満たしておられることから、申請は妥当と判断し受理しております。ご審議方よろしく願いいたします。

議長 事務局の説明が終わりました。これについても地元委員の補足説明をお願いします。

○番 ○番の〇〇です。

地元農業委員として 2 月 27 日に貸付人及び事務局と現地確認を行いました。申請者世帯は、現在、約 1 町 6 反の農地を耕作されております。申請は農業後継者の分家住宅と農舎の建築ということですが、申請地周辺の農地への影響もなく、転用面積も過大でないことから、転用はやむを得ないと判断いたします。なお、既に一部を無断で転用されていることについては十分指導をしております。ご審議をよろしくをお願いします。

議長 ありがとうございます。地元委員の補足説明が終わりました。これについて、質疑ご意見ございましたらどうぞ。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので採決に入ります。議案番号第 33 号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第 33 号は原案のとおり申請を許可相当と認め、知事に進達することに決定いたします。

＝議案番号第 34 号＝

議長 続きます、議案番号第 34 号、事務局に説明を求めます。

事務局長 議案番号第 34 号。

権利の種類は所有権移転、売買です。

申請農地の表示。大字福富字六本柳〇〇番、田 270 m²。同じく、〇〇番、畑の 58 m²。同じく〇〇番、田の 279 m²、同じく〇〇番、畑の 25 m²、合計 632 m²です。

譲渡人は、佐賀市松原〇丁目〇番〇号、佐賀市の〇〇さん、佐賀市若宮〇丁目〇番〇号 佐賀市の〇〇さん。譲受人は、大町町大字福母〇〇番地、大町町の株式会社〇〇 代表取締役 〇〇さんです。

転用目的は、建売分譲住宅 2 区画となっております。

転用の事由は、申請地は現在耕作されておらず、今後も耕作される予定もなく、さらに近隣に影響を与える農地もないことから建売分譲住宅を建築し利用したい。位置図につきましては、8 ページ・9 ページをご参照ください。

事業または施設の概要は、建売住宅 140 m²、通路・その他 492 m²です。

位置及び影響等は、東側が道路、西側が水路、南側が水路、北側は田です。面積の検討は適当と判断します。

その他参考事項としまして、当初より農振除外地でございます。

農地区分は第 2 種農地。農地区分の該当事項は、第 3 種農地になることが見込まれる区域として宅地化の状況が住宅の用もしくは事業の用に供する施設または公共施設もしくは公益的施設が連たんしている区域に近接する区域内にある農地の区域で、その規模が概ね 10ha 未満であること。許可基準の該当事項としまして、周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得るとなっております。宅地に囲まれた狭小な農地で、隣接農地や土地改良施設等への影響もなく、その他許可要件も全て満たしておられることから、申請は妥当と判断し受理しております。ご審議方よろしく願いいたします。

議長 事務局の説明が終わりました。これについて地元委員の補足説明をお願いします。

〇番 〇番の〇〇です。

地元農業委員として 3 月 1 日に事務局と現地確認を行いました。譲受人である株式会社〇〇は不動産業を営んでおられ、今回、申請地を購入し、建売分譲住宅 2 区画分を整備される計画です。申請地は、周辺に住宅が立ち並ぶ狭小な農地であり、周辺農地への影響もなく、区長、生産組合長並びに隣接農地の所有者からも同意を得られていることから、転用はやむを得ないと判断します。ご審議をお願いします。

議長 ありがとうございます。地元委員の補足説明が終わりました。これについて、質疑ご意見ございましたらどうぞ。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので採決に入ります。議案番号第 34 号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第 34 号は原案のとおり申請を許可相当と認め、知事に進達することに決定いたします。

＝議案番号第 35 号～第 51 号＝

議長 続きまして、4.「農業振興地域整備計画の 27 号振興計画及び農用地利用計画の変更について」、除外が議案番号第 35 号から第 49 号まで、編入が議案番号第 50 号から第 51 号まで、一括して事務局に説明を求めます。

農業振興課農政係 おはようございます。農業振興課農政係の〇〇と申します。農業振興地域整備計画の担当をしております。

早速ですが、今回の除外案件が 15 件、編入が 2 件となっております。

議案番号第 35 号。所在地番は、大字福吉字外籠〇番、田の 484 m²、申請者は白石町大字福吉〇〇番地、〇〇さん。変更理由としては、農家分家住宅、従業員駐車場、農業用生産資材置場としての申請となっております。既存の住宅の西側の圃場で道路と宅地に挟まれているところに農家分家住宅を建てるということで、自宅の隣接地に建てるということもあり農業資材置場も必要となっております。親子共同で利用できるという面でも農業振興につながる選定場所であり、除外はやむを得ないと思っております。

続きまして、議案番号第 36 号。所在地番は、大字築切字松〇〇番、大字築切字松〇〇番、あわせて田の 7,370 m²。申請者は、白石町大字築切〇〇番地、〇〇株式会社 代表取締役 〇〇さんからの申請となっております。変更理由としては、自動車解体施設用中古部品、貿易部品用廃自動車置場ということで、現在施設の北側のほうに廃自動車置場があり、作業行程上、南北に道路を横断して作業を行っている状況でもあり、ここを南のほうに新たに廃自動車置場を設置して整理することによって交通面での安全性も確保できるので良くはないかと思っております。

続きまして、議案番号第 37 号。所在地番は、大字遠江字本元〇〇番、〇〇番、〇〇番、田があわせて 4,161 m²、畑が 234 m²。申請者は鹿島市浜町甲〇〇番地、〇〇さん。転用者のほうが〇〇工務店となっております。型枠大工業を営んでおられ、現在、佐賀市の久保田のほうに事務所があるということですが、事業の拡大により資材置場等事

業スペースが不足しているということで、今回の申請場所に転用することとなっております。既存の宅地と合わせて転用を行ってもらい、宅地のほうには従業員さんが住み込みされるということです。地元で転用内容等の説明も行っており、区長さん、周辺の隣接の住民さんからの同意も得ております。

続きまして、議案番号第 38 号。所在地番は、大字大渡字下一本松〇〇番、〇〇番、〇〇番、〇〇番、合わせて田の 15,792 m²です。申請者は、白石町大字馬洗〇〇番地、社会福祉法人〇〇 理事長 〇〇さんです。変更理由としては、特別養護老人ホームの施設用地として利用することとなっております。現在山の上に施設があるということで、冬場大雪や大雨等の災害増で避難等が難しいような状況となっており、大雪の際は孤立するような状況も予想されるため、平地のほうに移ることを希望されております。面積も 15,792 m²と大規模であります。施設の転用計画もしっかり立てておられ、宅地、道路、水路の一角を転用される予定であり、除外申請はやむを得ないということで挙げさせていただいております。

続きまして、議案番号第 39 号。所在地番は、大字大渡字下一本松〇〇番、〇〇番、合わせて田の 465 m²です。申請者は、白石町大字大渡〇〇番地、〇〇さん。先ほど説明しました〇〇の申請地に隣接しているかたちで、〇〇の転用によって〇〇番と〇〇番を分筆していただいて、もともと倉庫が建っている状況でありますけど、農業用倉庫、車庫兼納屋、来客用駐車場、家庭菜園ということで申請をいただいております。宅地と道路に挟まれた区画で除外申請はやむを得ないと思われれます。

続きまして、議案番号第 40 号。所在地番は、大字馬洗字権納〇〇番、田の 897 m²です。申請者は、多久市北多久町多久原〇〇番地、〇〇さん。変更理由としては、電気工事用倉庫、駐車場となっており、住宅が〇〇番にありまして、ここと併せて電気工事用の倉庫を建てられて事業を行われるということです。ここも宅地の周りで道路と宅地に挟まれているということで、除外を行ううえで周辺の農地等への影響は少ないと思われれます。

続きまして、議案番号第 41 号。所在地番は、大字馬洗字馬田〇〇番の一部、田の 400 m²です。申請者は、白石町大字馬洗〇〇番地、〇〇さん。変更理由としては、造園業用資材及び車両用倉庫、家庭菜園となっております。既存の造園業施設の倉庫の拡張です。事業の拡大に伴い不足している分を新たな転用スペースに倉庫を建てることで補いたいということです。面積も必要最低限となっており、除外申請はやむを得ないと思います。

続きまして、議案番号第 42 号。所在地番は、大字福富字緑郷〇〇番、田の 3.99 m²です。申請者は、白石町大字福富〇〇番地、〇〇さん。変更理由としては、宅地進入路となっております。ここはすでに宅地進入路の一部となっており、農業振興地域整備計画と現場との相違が生まれているというようなところもあり、今回除外することとなりました。

続きまして、議案番号第 43 号。所在地番は、大字福富下分字十右エ門〇〇番、畑の 30 m²です。申請者は、白石町大字福富下分〇〇番地、〇〇さん。変更理由としては、一

般住宅の一部となっております。ここが住宅の北側の細長い形の畑が 30 m²となっておりますが、所有者自体は、〇〇番、田のこちらの所有者の方の所有となっております。実際はこの宅地のほうが〇〇さんの所有地なんですけど、住宅の一部が畑のほうにかかっている状況で、今回、除外申請を行い、〇〇さんのほうに売買を行いたいということで申請が挙がっております。

続きまして、議案番号第 44 号。所在地番は、大字福富下分字興福二区〇〇番、田の 180 m²です。申請者は、白石町大字福富下分〇〇番地、〇〇さん。変更理由としては、農業用倉庫、進入路、家庭菜園となっております。有明海沿岸道路のインター付近であります。土地の内側の町道が拡幅されるということで、今度、農業用倉庫の一部が道路用地になってしまうために、既存の倉庫を改築されるということでの申請となっております。除外申請はやむを得ないと思われま。

続きまして、議案番号第 45 号。所在地番は、大字福富下分字興福二区〇〇番、田の 421 m²です。申請者は、白石町大字福富下分〇〇番地、〇〇さん。変更理由としては、こちらにも有明海沿岸道路のインターの入り口になり、現在、宅地進入路は設置されているものの、有明海沿岸道路ができることで、既存の宅地進入路から右折することが難しい状況が考えられるため、新たに進入路を裏口のほうにつなぐというかたちで申請をされております。進入路の横のほうにパイプ型の農業用倉庫、余った他の用地を家庭菜園として利用されるということで、除外申請はやむを得ないと思われま。

続きまして、議案番号第 46 号。所在地番は、大字牛屋字木森搦〇〇番の一部、田の 900 m²です。申請者は、白石町大字牛屋〇〇番地、〇〇さん。変更理由としては、農業兼漁業用倉庫、駐車場、家庭菜園と、住宅に隣接している雑種地のほうに、現在、農業兼漁業用倉庫として使われている倉庫があるそうですが、自宅付近に移設をされ、駐車場と家庭菜園として利用をされるということで申請をいただいており、除外申請はやむを得ないと思われま。

続きまして、議案番号第 47 号。所在地番は、大字横手字一本谷籠〇〇番、田の 1,466 m²です。申請者は、白石町大字横手〇〇番地、〇〇さん。変更理由としては、販売用中古車駐車場です。現在、事業用地が武雄福富線沿いのほうに貸倉庫として借りているところもありますが、この契約期限も切れるということで、現在、事業用地が不足しているという理由状況で、自宅付近に中古車販売用の駐車場を設置するということになっております。

続きまして、議案番号第 48 号。所在地番は、大字戸ケ里字二本樟〇〇番の一部、田の 2,400 m²です。申請者は、白石町大字戸ケ里〇〇番地、〇〇さん。変更理由としては、農業機械用駐車場、従業員駐車場、農業用倉庫、農業用生産資材置場、主に苗箱やパレット等となっております。現場のほうが住宅の東のほうは少し泥が入っているような状況で、農業用倉庫も一部建っている状況であります。農業をするうえで必要な施設であり、除外申請はやむを得ないと思われま。

続きまして、議案番号第 49 号。所在地番は、大字深浦字一本松〇〇番の、田の 2,477

m²です。申請者は、白石町大字深浦〇〇番地、〇〇さん。変更理由としては、花卉園芸店用の駐車場となっております。申請地の南側、国道 207 号沿いにある〇〇の来客用駐車場、従業員駐車場の用地としての申請となっております。申請地の東側は雑種地となっており、そこに資材等は現在置かれていて、駐車場等が不足しているということで、今回の申請がなされております。

以上の議案番号第 35 号から第 49 号までの 15 件が除外の案件です。

続きまして編入 2 件の説明をさせていただきます。

議案番号 50 号について説明します。所在地番は、大字遠江字三本松〇〇番、田の 3,701 m²です。申請者は、白石町大字築切〇〇番地、〇〇さん。変更理由としては、面積が 3,700 m²ほどあり、周辺農地と合わせて 10ha 以上とみなされるため農業振興計画上、振興地域内に編入することは適当だと考えられます。

続きまして、議案番号第 51 号。所在地番は、大字八平字新開〇〇番の、畑の 2,444 m²です。申請者は、小城市芦刈町字道免〇〇番地、〇〇さん。こちらも、集団的な 10ha 以上の農地であり農業振興地域計画の農用地区域内の農地に編入することは妥当だと考えられます。以上が編入の案件でした。

今回の除外申請が 15 件、編入 2 件、ご審議をよろしく申し上げます。

議長 説明が終わりました。除外の議案番号第 35 号から第 49 号まで、編入の議案番号第 50 号、第 51 号、これについて何か質疑ご意見ございましたらどうぞ。

〇番 〇番の〇〇です。まずは編入について伺います。1 回農振除外をして本来は宅地にするためと思いますが、これは農業振興計画上必要ということはどういうことですか。理由を教えてください。1 回農振除外をしている訳でしょう。それを農振地域に戻すということは、どういう計画のため出すのですか。

農業振興課農政係 この申請地自体の除外の状況を調べましたところ、詳しいところが正直分からない状況で、詳しい具体的なこういう転用計画があっても除外申請が出たというところの確認が取れませんので。

〇番 そういうことで出していいのか。農業振興計画上必要と書いてあるじゃないか。それで分からないとは。

農業振興課農政係 今回、編入申請に挙げたというところは、今回売買を行われるということで農業振興地域内の農用地区域内農地でないとあっせんの都合上できないということなので。

〇番 それは分かります。結局、これを売買されるので農地に戻して売買をしたいというこ

とですね。それと農業振興計画とどうやって合うのですか。

農業振興課農政係 この現況はもともと農地で、振興地域の農用地区域内という枠組みから外れていたというような状況となっております。

○番 だから最初から言っているじゃないですか。なぜここは農振除外をしたのですか。その原因がわからないと、あなたたちは言っているでしょう。

農業振興課農政係 農用地区域から外れているという原因がですね。

○番 しかし、売買のため一応農地に戻したいということですよ。

農業振興課農政係 はい、農用地区域内の編入です。

○番 それが町の農業振興計画と何の関係があるのですか。

農業振興課農政係 農業振興計画上での農用地区域に指定しなければ、あっせん等にかけることができない。

○番 それは分かっています。そもそも売買のための計画を農業振興計画上必要であると持ってくるのか。中身は分かります。前からなっていたので理由は分からないと。しかし、売りたいと言われているので、農振地域に戻して農地で売買したいということでしょう。それと町の農業振興計画上なぜ必要なのか。

農業振興課農政係 町の農業振興地域上では、集団的な10ha以上の農地、また圃場整備等の土地改良事業等が実施されている農地は、編入をするようにという国の方針になっており、それにのっとり農業振興地域に編入するという流れになっております。

○番 国からあってるのですか。

農業振興課農政係 その計画から農業振興地域内の農用地区域内に入れておくべき農地ではあると思われます。

○番 そんなのがまだたくさんあるのでしょうか。今回は売買だけでしょう。他にもそのようなものがありますか。

農業振興課農政係 実際のところはありません。

○番 それは出してないのですか。

農業振興課農政係 はい。

○番 例えば 51 番の干拓ですけど、そこが農振除外をされたのかわからないですよ。それを私は聞きたいのですが。あなたたちは分かってしているのか。なぜそうなっているのか。

農業振興課農政係 詳しいことがわからないのですが。

事務局長 今、除外等で役場に来られる方に、もちろん農振除外の手続きをお願いしますというふうに言っているんですけど、その 51 番は、周りの田は農業振興地域なんですけど、ここだけが農業振興地域から外れているということで、その理由というのが、過去の旧福富の書類になりますけど全部調べても、本人がここを転用しようと思って 1 回除外されたのか、元々から抜けていたのか理由が分からないというのが、町内こういうところも振興地域ではなかったというのが、田が続いていても 1 枚だけ違うというのがポツポツありまして、その原因究明がなかなか出来ない状況で過去のいきさつが分からず、本人に聞いても、そんなはずはない、昔から田でしたということで、経緯が分からない部分がたくさんあります。今回は、たまたまあっせんで農地として買われる方も利用したいと農業振興地域に加えていく訳ですけど、申し出がない限り、うちも全筆調べてみないと分からない状況で、私達もなぜここが抜けてたのか、もともと計画があられたのではないかということで、農業振興課も調べておりますけど、分からないところがあるというのが、すみません、あいまいな返事ですけれども、そういうふうな状況でございます。

○番 国の指導と言われましたよね。農業振興地域にそういうのがあれば編入をするという指導があっていると言いましたよね。

農業振興課農政係 はい。

○番 それに沿ってしてるということですか。

農業振興課農政係 はい。

○番 それならそれでいいです。

農業振興課農政係 はい。

○番 もうひとつ除外するのは、既に現況は宅地になっているのがたくさんあるのではないですか。

農業振興課農政係 そうですね。

○番 そういうのは簡単にしてやるのですか。それなら、家を早く建てた方がいいですね。処罰などはあるのですか。

農業振興課農政係 始末書というかたちで書いていただいています。

○番 そういうのもかなり入っているのですか。

農業振興課農政係 そういう案件もあります。

○番 はい。分かりました。

議長 他にございませんか。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので採決に入ります。除外の議案番号第 35 号から第 49 号まで、編入の議案番号第 50 号、第 51 号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、除外の議案番号第 35 号から第 49 号まで、編入の議案番号第 50 号、第 51 号は当委員会承認することに決定いたします。

＝議案番号第 52 号＝

議長 続きまして、議案番号第 52 号、5.「平成 30 年白石町農用地利用集積計画（3 号）の承認決定について」を議題とします。事務局に説明を求めます。

事務局 議案番号第 52 号、平成 30 年白石町農用地利用集積計画（3 号）の承認決定について

ご説明します。はじめに所有権移転関係でございます。今回は3件となっております。

整理番号の1番、買い手は江越の〇〇さん。売り手は上廿治の〇〇さん。土地の表示は、大字廿治字江越〇〇番、田の1筆で2,115㎡。利用目的は米・麦・大豆・野菜。所有権の移転時期は平成30年3月6日、支払期限は平成30年7月31日。10a当たりの対価は、〇〇円、総額で〇〇円です。支払方法はJA口座への振込み。買い手の取得後の経営面積は54,313㎡になります。認定農業者です。

整理番号2番、買い手は東郷上の〇〇さん。売り手は北川の〇〇さん。土地の表示は、大字廿治字江越〇〇番、田の1筆で5,752㎡。利用目的は米・麦・大豆。所有権の移転時期は平成30年3月6日、支払期限は平成30年7月31日。10a当たりの対価は、〇〇円、総額で〇〇円です。支払方法は、JA口座への振込み。取得後の経営面積は55,047㎡です。

整理番号3番、買い手は六ヶ里の有限会社 〇〇さん。売り手は六ヶ里の〇〇さん。土地の表示は、大字辺田字中田〇〇番、田の1筆で3,169㎡。利用目的は米・麦。所有権の移転時期は平成30年3月6日、支払期限は平成30年3月31日。10a当たりの対価は、〇〇円、総額で〇〇円です。支払方法は、JA口座への振込み。買い手の取得後の経営面積は325,874㎡。認定農業者です。

次に、利用権設定の関係でございます。2ページから4ページにかけて54件、5ページから11ページの農地中間管理機構への利用権設定関係が52件、合わせまして106件の計画が提出されています。利用権の種類は賃借権設定が102件、使用貸借権設定が4件となっております。そのうち新規が75件、その中で自作地から新規に利用権の設定をされるものが67件で、再設定は31件でした。また農地利用集積円滑化団体であるJAを通して設定をされているものが33件です。今回の利用権の総面積は917,649.88㎡です。今回、利用権設定を受ける借り手につきましては、農業生産法人によるものが0件、個人によるものが54件、農地中間管理機構によるものが52件となっております。なお、今回の計画の中で未相続農地は15件となっております。

以上、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たすものとして、106件とも承認が適当と判断いたします。ご審議のほどよろしく申し上げます。

議長 事務局の説明が終わりました。農業委員会等に関する法律第31条の規定により議事参与の制限がございまして、〇番の〇〇委員はしばらく退席をお願いします。

(〇番 〇〇委員 退席)

議長 今回は、所有権移転と利用権設定と別々に採決をとります。それでは所有権移転について、何か質疑、ご意見ございましたらどうぞ。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので、採決に入ります。議案番号第 52 号の所有権移転で賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第 52 号の所有権移転については、原案どおり当委員会において承認することに決定いたします。

(○番 ○○委員 着席)

議長 それでは、利用権設定のほうにうつります。これについても、農業委員会等に関する法律第 31 条の規定により議事参与の制限がございまして、○番の○○委員、○番の○委員は、それぞれの整理番号のところで発言を控えていただきます。

それでは、利用権設定について、何か質疑、ご意見ございましたらどうぞ。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので、採決に入ります。議案番号第 52 号の利用権設定で賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第 52 号の利用権設定については、原案どおり当委員会において承認することに決定いたします。

＝議案番号第 53 号～第 65 号＝

議長 続きまして、6.「農地移動適正化あっせん事業実施要領に基づくあっせん委員の指名について」を議題とします。

農地の売渡し希望、議案番号第 53 号から 65 号まで、農地の借り受け・買い受け希望、議案番号第 66 号、一括して事務局に説明を求めます。

事務局長 農地移動適正化あっせん事業実施要領に基づくあっせん委員の指名について、農地の売渡し希望です。

議案番号第 53 号。申し出農地の表示。大字今泉字一本杉○○番、田の 4,106 ㎡。農

振農用地区域内です。あっせん申し出者は、白石町大字東郷〇〇番地、西郷の〇〇さんです。

議案番号第 54 号。申し出農地の表示。大字湯崎字湯崎〇〇番、田の 4,790 m²です。農振農用地区域内です。あっせん申し出者は、白石町大字湯崎〇〇番地、湯崎の〇〇さんです。

議案番号第 55 号。申し出農地の表示。大字遠江字八平〇〇番、畑の 6,562 m²、大字八平字八平〇〇番、畑の 3,395 m²、同じく大字八平字八平〇〇番、畑の 2,628 m²、同じく大字八平字八平〇〇番、畑の 2619 m²、合計の 15,204 m²。全筆とも農振農用地区域内です。あっせん申し出者は、白石町大字今泉〇〇番地、網代の〇〇さんです。

議案番号第 56 号。申し出農地の表示。大字築切字明五搦〇〇番、田の 2,068 m²、同じく築切字明五搦〇〇番、田の 745 m²、合計の 2,813 m²です。2 筆とも農振農用地区域内です。あっせん申し出者は、白石町大字築切〇〇番地、北揚の〇〇さんです。

議案番号第 57 号。申し出農地の表示。大字築切字二本杉〇〇番、田の 965 m²、大字築切字二本柳〇〇番、田の 5,240 m²、同じく大字築切字二本柳〇〇番、田の 263 m²、合計の 6,468 m²。3 筆とも農振農用地区域内です。あっせん申し出者は、白石町大字築切〇〇番地、八の割の〇〇さんです。

議案番号第 58 号。申し出農地の表示。大字福富字三番搦〇〇番、田の 3,708 m²。農振農用地区域内です。あっせん申し出者は、白石町大字福富〇〇番地、南区の〇〇さんです。

議案番号第 59 号。申し出農地の表示。大字新開〇〇番、畑の 2,879 m²。農振農用地区域内です。あっせん申し出者は、白石町大字牛屋〇〇番地、新通の〇〇さんです。

議案番号第 60 号。申し出農地の表示。大字新明〇〇番、田の 5,924 m²、同じく大字新明〇〇番、田の 4,427 m²、同じく大字新明〇〇番、田の 4,433 m²、合計の 14,784 m²。3 筆とも農振農用地区域内です。あっせん申し出者は、白石町大字新明〇〇番地、新明 3A の〇〇さんです。

議案番号第 61 号。申し出農地の表示。大字新明〇〇番、田の 5,797 m²。農振農用地区域内です。あっせん申し出者は、白石町大字新明〇〇番地、新明 3B の〇〇さんです。

議案番号第 62 号。申し出農地の表示。大字新拓〇〇番、田の 4,783 m²、大字新明〇〇番、田の 4,304 m²、同じく大字新明〇〇番、田の 4,494 m²、合計の 13,581 m²。全筆とも農振農用地区域内です。あっせん申し出者は、白石町大字新明〇〇番地、新明 4B の〇〇さんです。

議案番号第 63 号。申し出農地の表示。大字八平字新開〇〇番、畑の 5,491 m²。農振農用地区域内です。あっせん申し出者は、小城市芦刈町永田〇〇番地、小城市の〇〇さんです。

議案番号第 64 号。申し出農地の表示。大字遠江字一本柳〇〇番、田の 268 m²。農振農用地区域内です。あっせん申し出者は、佐賀市下田町〇番〇号、佐賀市の〇〇さんです。

議案番号第 65 号。申し出農地の表示。大字福富字六本柳〇〇番、田の 696 m²、同じく大字福富字六本柳〇〇番、田の 874 m²、合計の 1,570 m²です。2 筆とも農振農用地区域内です。あっせん申し出者は、東京都練馬区西大泉〇丁目〇番〇号、〇〇さんです。次に農地の借り受け、買い受け希望です。

議案番号第 66 号。希望農地の条件。1 つ目は、六角、白石、須古、北明地区で、1 区画 30a 程度で 3~10 枚で合計 3ha。作付作目が米・麦・大豆・野菜（キャベツ等）。借受希望、買受希望、両方です。あっせん申し出者は、白石町大字廿治〇〇番地、江越の〇〇さんです。

以上、議案番号第 53 号から議案第 66 号まで 14 件です。白石町農地移動適正化あっせん事業実施要領 5 の(8)に農業委員の中からあっせん委員を 2 名指名すると定められておりますのでご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 議案番号第 53 号から 66 号まで、事務局の説明が終わりました。あっせん委員 2 名の選任についてよろしく申し上げます。

議案番号第 53 号。

〇番 〇番と〇番委員でお願いします。

議長 議案番号第 54 号。

〇番 〇番と〇番委員でお願いします。

議長 議案番号第 55 号。

〇番 〇番と〇番委員でお願いします。

議長 4 つともですね。

〇番 はい。

議長 議案番号第 56 号。

〇番 〇番と〇番委員でお願いします。

議長 2 つともですね。

〇番 はい。

議長 議案番号第 57 号。

○番 ○番と○番委員でお願いします。

議長 3つともですね。

○番 はい。

議長 議案番号第 58 号。

○番 ○番と○番委員でお願いします。

議長 議案番号第 59 号。

○番 ○番と○番委員でお願いします。

議長 議案番号第 60 号。

○番 ○番と○番委員でお願いします。

議長 3つともですね。

○番 はい。

議長 議案番号第 61 号。

○番 ○番と○番委員でお願いします。

議長 議案番号第 62 号。

○番 ○番と○番委員でお願いします。

議長 議案番号第 63 号。

○番 ○番と○番委員でお願いします。

議長 議案番号第 64 号。

○番 ○番と○番委員でお願いします。

議長 議案番号第 65 号。

○番 ○番と○番委員でお願いします。

議長 2 つともですね。

○番 はい。

議長 それから、借受希望。議案番号第 66 号。

○番 ○番と○番委員でお願いします。

議長 それでは、確認をいたします。議案番号第 53 号は○番○○委員と○番○○委員、54 号は○番○○委員と○番○○委員、55 号は○番○○委員と○番○○委員、4 つともです。56 号は○番○○委員と○番○○委員、2 つともです。57 号は○番○○委員と○番○○委員、3 つともです。58 号は○番○○委員と○番○○委員、59 号は○番○○委員と○番○○委員、60 号は○番○○委員と○番○○委員、3 つともです。61 号は○番○○委員と○番○○委員、62 号は○番○○委員と○番○○委員、3 つともです。63 号は○番○○委員と○番○○委員、64 号は○番○○委員と○番○○委員、65 号は○番○○委員と○番○○委員、2 つともです。それから借受希望の 66 号は○番○○委員と○番○○委員、よろしくをお願いします。

それでは担当職員をお願いします。

○番 ○番の○○です。申出者があっせんに出すときに、地元の委員さんにひとこと言ってからしたほうがいいのではないのでしょうか。農業委員会にだけ申し出してもらっても、委員は誰でも戸惑うのでは。簡単に言い過ぎと思う。やっぱり委員は責任を持ってしなければいけないので。

議長 あっせんに出してからひとこと言ってもらいたい。言われなければなくていい。地元の委員がいるのだから言わなければならない。事務局は地元の委員に言ってくださいと言っていると思うが、言わない人はどうしようもない。

事務局長 来られた方にはひとこと言って、地元委員さんの電話番号を教えて、家が分からない

と言われる人には自宅の地図まで渡しています。

議長 それでは担当職員をお願いします。

事務局長 農地の売渡希望の分です。議案番号第 53 号、54 号が〇〇、55 号が〇〇、56 号が〇〇、57 号が〇〇、58 号が〇〇、59 号が〇〇、60 号が〇〇、61 号が〇〇、62 号が〇〇、63 号が〇〇、64 号、65 号が〇〇です。以後の連絡調整につきましては担当職員のほうによろしくをお願いします。

議長 以上、あっせん委員になられた方はよろしくをお願いします。
報告事項に入る前に、7.「農地等の利用の最適化の推進に関する指針について」を議題とします。

事務局 事前に配布できなかった分で机の上においていた 2 枚綴りで、左上に議案番号第 67 号と書いてある分ですけど、この説明をさせていただきます。

平成 28 年 4 月 1 日から、農業委員会等に関する法律というのが改正されまして、農地等の利用の最適化の推進に関する指針というのが、必ず定めなければいけないとなっていて、この時期になりましたけど指針の作成をしましたので、読み上げて説明をさせていただきます。基本的に国が作った分のひな形等もありまして、それに従って作っております。大きな流れとしまして、1 番の基本的な考え方と、下のほうの 2 番の具体的目標と推進方法ということになっています。読み上げて説明します。

基本的な考え方、農業委員会等に関する法律の改正法が平成 28 年 4 月 1 日に施行され、農業委員会においては、「農地等の利用の最適化の推進」が最も重要な必須業務として明確に位置づけられた。白石町においては、平地地域と中山間地域があり、それぞれの地域によって農地の利用状況や営農類型が異なっており、地域の実態に応じた取り組みを推進し、それに向けた対策の強化を図ることが求められている。平地では土地利用型の稲作等が盛んなことから、集落営農組織の法人化の推進や地域の担い手への農地利用の集積・集約化においては農地中間管理事業を活用しながら取り組んでいく必要がある。このような観点から、地域の特性を考慮しながら活力ある農業・農村を築くため、法第 7 条第 1 項に基づき、農業委員が中心となり関係機関と連携し、担当区域ごとの活動を通じて、「農地等の利用の最適化」が一体的に進んでいくよう、白石町農業委員会の指針として具体的な目標と推進方法を以下のとおりと定める。なお、この指針は、「農林水産業・地域の活力創造プラン」で、今後 10 年間で、担い手の農地利用が全農地の 8 割を占める農業構造の確立とされたことから、平成 35 年度を目標とし、農業委員の改選期毎に検証・見直しを行う。また、単年度の具体的な活動については、「農業委員会事務の実施状況等の公表について」に基づく「目標及びその達成に向けた活動計画」のとおりとする。

次に、2の具体的な目標と推進方法ということで、大きく3つに分かれています。1ページ目の1番の担い手への農地利用の集積・集約化について、2番の遊休農地の発生防止・解消について、3番の新規参入の促進についてということで、(1)で目標と実際の具体的な推進方法ということで掲げております。

まず、1の担い手への農地利用の集積・集約化についてですが、(1)の担い手への農地利用集積目標ということで、現状(平成29年3月末)の白石町の集積状況は95.9%、今後も90%以上にしていきたいと考えております。白石町はほとんどが集落営農化、大規模担い手農家になっていますので、この数値で言えばほとんど90%以上で維持できるかなと思っています。

(2)担い手への農地利用の集積・集約化に向けた具体的な推進方法ですが、①地域における農業者等の話し合いの活発化について、現在進んでいる集落営農組織の法人化に向けた地域での協議や白石町農業再生協議会等が推進する規定の「人・農地プラン」の見直し等における地域(又は集落等の単位)ごとの人と農地の問題解決のための「地域における農業者等による協議の場」を通じた話し合いの活発化を図るため、農業委員も積極的に地域の協議に参加する。②農地中間管理機構等との連携について、白石町農業委員会は、白石町農業振興課、佐賀県農地中間管理機構、佐賀県農業協同組合等と連携し、(ア)経営の廃止・縮小を希望する高齢農家等の農地、(イ)利用権の設定期間が満了する農地等を農業委員の地域活動等を通じて把握に努め、農地の出し手と受け手の意向を踏まえた農地中間管理事業との連携、活用を検討する。③農地の利用調整と利用権設定について、地域の農地利用の状況を踏まえ、法人等を含めた地域の担い手への農地利用の集積が進んでいる地域では、担い手の意向を踏まえた農地の集約化のための利用調整・交換と利用権の再設定を推進する。

2の遊休農地の発生防止・解消について、(1)遊休農地の解消目標、現状(平成29年3月末)白石町の遊休農地はゼロということになっています。今後の目標は、遊休農地率1%以下の維持ということで、目標を掲げております。

(2)遊休農地の発生防止・解消の具体的な推進方法、①農地の利用状況調査と利用意向調査の実施について、農業委員の担当制による農地法第30条第1項の規定による利用状況調査と同法第32条第1項の規定による利用意向調査の実施について協議・検討し、調査の徹底を図る。それぞれの調査時期については、「農地法の運用について」に基づき実施する。なお、従来から農地パトロールの中で行っていた違反転用の発生防止・早期発見等、農地の適正な利用の確認に関する現場活動は、利用状況調査の時期にかかわらず適宜実施する。利用意向調査の結果を踏まえ、農地法第34条に基づく農地の利用関係の調整を行う。利用状況調査と利用意向調査の結果は、速やかに「農地情報公開システム」に反映し、農地台帳の正確な記録の確保と公表の迅速化を図る。②農地中間管理機構との連携について、利用意向調査の結果を受け、農家の意向を踏まえた農地中間管理機構への貸付け手続きを行う。③非農地判断について、利用状況調査と「荒廃農地の発生・解消状況に関する調査」によってB分類に区分された荒廃農地については、現況

に応じて適切に「非農地判断」を行い、地域の営農体制の維持の基盤となる「守るべき農地」を明確化する。

3の新規参入の促進について、(1)新規参入の促進目標は、現在、白石町では新規就農者が現状(平成28年)では27人となっています。今後の目標については、毎年20人程度の新規就農者の確保ということで目標を掲げております。(2)新規参入の促進に向けた具体的な推進方法について、①関係機関との連携について、佐賀県や全国の農業委員会ネットワーク機構、農地中間管理機構と連携し、管内の農地の借入れ意向のある認定農業者及び参入希望者(法人を含む。)を把握し、必要に応じて現地見学や相談会を実施する。②新規就農(参入)の確保について、農協等と連携し、情報の収集に努め、新規就農の受入れとフォローアップ体制を整備する。③企業参入の推進について、企業も地域の担い手になり得る存在であることから、農地中間管理機構も活用して、企業の参入の推進を図ることも考えられる。

以上、白石町の指針ということでよろしく申し上げます。

議長 説明が終わりました。これについて、何か質疑、ご意見ございましたらどうぞ。

○番 ○番の〇〇です。横手地区は法人が1つあるのですが、かなり利用権設定や売買もあっていますけど、これは農業委員会は確実に通っているのですか。

事務局長 利用権設定はきちんと契約はされています。

○番 中間管理機構はどうですか。

事務局長 中間管理機構を通したのは、法人〇〇さんはまだないです。

○番 農業委員会だけですか。

事務局長 はい。

○番 分かりました。

議長 他にありませんか。

○番 ○番の〇〇です。農業委員会においては農地等の利用の最適化の推進が最も重要な必須業務として明確に位置づけられた等、実際、我々が農業委員としてやる業務の中とこのこととは極端に離れているわけですね。つまりこれに近づいていかなければならな

いわけでしょうけど、あまりにも良くできすぎていて、我々農業委員としては、中村委員さんが言われたとおり、簡単にあっせんでも了承しても、本当はしたくないのです。買い手さんを見つけてくださいと言われても、なかなか簡単に見つからないわけです。これを見ていたら、担い手への農地利用集積目標 95.9%とありますが、実際は担い手に寄せようと思ったら、これは本当の担い手ではないわけです。陰に隠れた担い手であって、実際、法人化しても法人の方たちのやっていること、要するに法人を中心にして周りに担い手を置いて、将来的に法人が無くなった場合、あるいは解散した場合のことを考えたら、やっぱりある程度の 5 町から 30 町ぐらい持っている担い手が周りにいないと、今の状態ではいくら法人にしても、今はできたばかりで先は見えてないですけど、この前、局長さんと話しましたが 10 年先のことだと、そうしたら 10 年先に実際、法人がうまくいくかという、うまくいかなかった場合のことを考えれば、この担い手という意味をもう 1 回考え直して、担い手というのはどういう人を担い手というかということであって、この 95.9%というのはあまりにもかけ離れている。要するに国の考えの担い手のやり方であって、我々農業者が本当の担い手というのはどういう人たちかということ把握したうえで、我々農業委員も活動しなければいけないわけですよ。これだったら机上の論理に終わってしまう。今の農業委員さんたちが担い手というのはどういう人が担い手ということ把握して、この人だったら田をあっせんしてもいいと、そういうことを考えて、だからさっき〇〇委員さんが言われた編入の分、あんな変な結果が出るわけです。単なるあっせんで農地に戻さないと安く売買できないので、だから戻してくださいと、それがまたその先、本当に有効利用をされるかどうか。そこらへんを確認をしていかなければいけないと思います。

議長 他にございませんか。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので、議案番号第 67 号については、異議がないものとして、原案どおり当委員会において承認することに決定いたします。

議長 これをもちまして全議案終了いたしましたので、続いて報告事項に移ります。

事務局 (事務局より報告事項を行う)

① 合意解約の報告

議長 報告も終わりましたので、続きまして、業務連絡に入ります。事務局より業務連絡をお願いします。

事務局 (事務局より業務連絡事項について説明)

- ① 第4回農業委員会総会の日時及び場所
- ② その他

議長 それでは、全件終了しましたので、以上をもちまして、第3回農業委員会総会を閉会いたします。

閉会時刻 午前10時39分

以上のとおり、農業委員会等に関する法律第 27 条の規定に基づく議事の顛末を記録し、白石町農業委員会会議規則第 18 条の規程により、ここに署名する。

平成 年 月 日

白石町農業委員会

会 長

会議録署名委員

会議録署名委員